

北魏世宗宣武帝の考課と考格

故 福 島 繁 次 郎
西 村 元 佑

【要約】 北魏孝文帝は太和一八年に官吏の行政成績査定のための考課法を制定したが、これはそのご着実には行なわれなかった。その理由は中央集権体制に絶対的な強さがなかったからである。そのため考課の空白を埋める処置として次の世宗朝には、いろいろの考課規定（考格）が作成された。作成時の年号によってそれぞれ景明・正始・延昌の格といわれる。また考課の対象は中央官と地方官、職事官と散官、流内官と流外官とによって差別があった。本稿は北魏世宗朝におけるこれら考課に関する諸問題を論じたものである。

序

故福島繁次郎氏著「中国南北朝史研究」所収の第二篇「北魏の考課と停年格」はその第一章「北魏前期の考課と地方官」と第二章「北魏の停年格と吏部権の発展」との間に、当然世宗宣武帝時代の考課問題に関する研究がなくてはならないはずであるが、この部分が空白になっている。幸いこの空白を埋めるものの一つとして、世宗宣武帝時代の部分の遺稿が、最近令夫人から故人の生前

親しくしていた京大教授宮崎市定博士に托され、更に博士の依頼をうけて、不肖わたくしが整理の任に当ることになった。本稿は分量も比較的多く、論旨に未決断の箇所もあり、したがって故人も再度入念に手を加える心算であったものと思われる。それだけに、このような形にまとめあげるにあたって、かなり割愛を余儀なくされた箇所もあった。しかし全般として故人の所見を出来るだけ多く伝えることに努め、大綱は遺漏なく収取したつもりである。不備の点は大方の御教示を賜わり、今後にそなえることが出

来れば幸甚である。なおこの前に接する孝文帝時代の考課については、福島氏の遺稿『滋賀大学学芸学部紀要』第一二号、及び『東方学』第二八輯所載の論文を参照されたい（西村元佑）。

一 景明より延昌にいたる間の考格の変遷

高祖孝文帝の考格は主として京官を対象とした内考令と、地方官を対象とした外考令とに分けて考えられるが、考課全般の原則的な規定は太和一八年の詔に宣示されている。

魏書七下・高祖紀所載の詔文（九月壬申朔）を要約すると、
一、古来の通経である三載考績・三考黜陟の制度を廃止すること。

二、今後は三載に一考して考課と同時に黜陟する。

三、各当曹は所属官僚の優劣を考定して三等とする。

四、六品以下は尚書が重問し五品以上は天子が公卿と論考する。

五、考課上上第のものは昇級せしめ、中中第のものは原任のままとし、下下第のものは黜退する。

とある。右の考課の原則は世宗朝に継承されたに相違ない。魏書六三・王肅伝には

肅奏。考以_二顯能_一。陟由_二績著_一。昇_レ明退_レ闇。於_レ是乎在。
自_二百寮曠察_一。四_レ稔于茲。請依_二旧式_一。考_二檢能否_一。從_レ之。
（裴叔業。以寿春内附。）

とあるから「旧式」すなわち高祖朝の原則にしたがったことは明かである。右の上奏文につづいて裴叔業内附の記事がある。魏書八・世宗紀によると

景明元年春正月……丁未。蕭宝卷豫州刺史裴叔業。以_二寿春_一内属。

とある。この年の正月辛丑が朔にあたるから（北史四）丁未は七日であり、王肅の上奏はこの事件以前で、おそらく年頭のことであろう。王肅の上奏中に「百寮の曠察より茲に四稔なり」とあるのは、太和二年から起算して四年後の景明元年を指すものとみられる。太和一八年九月壬申、高祖は考課の詔を下して三年ごとに一考して考課と同時に百官の黜陟を実行することを定め、一〇日後の壬午の日に親しく黜陟を加えた。したがって次の考課は二一年である。ところが魏書七下・高祖紀によると

二十有一年春正月己亥。遣_二兼侍中張彝・崔光_一。兼散騎常侍劉藻。巡_二方省察_一。問_二民疾苦_一。黜_二陟守宰_一。宣揚風化。

とあり、大使を地方に派遣して民情をたずね、郡守県令の考課を行なって黜陟したのであるが、同年八月に南討の軍を起しているから、こうした臨時の方法で考課を行なったのであろう。とにかく中央における百官の考課は行なわれず、したがって定令の考課とはいえない。王肅が「百寮の曠察」といったのはこの年のことで、曠とは廃とか欠とかの意であるが、ここでは百官の考課と黜陟を欠いたことを意味している。この年から四年目が景明元年で、太和二年について考課の年にあたる。王肅は高祖の遺制にかえりみて考課の実施を上奏したものと考えられる。その考格は「旧式に依って考検せん」とあり、世宗は「之に従う」というのであるから、高祖の考格が継承されたものとみてよい。しかし魏書六四・郭祚伝に

景明之初考格。五年者。得一階半。

とあるから、景明元年の考格には勤務五年のものは一階半の昇進を得るあらたな条項が追加されたわけである。これは太和の考格にはなかったことであるから、あらためて「景明の格」と呼ばれる所以である。ではこのように改定された景明の考格の内容とはどういうものなのか。

景明の考課で適用される官品表は太和二三年撰次のもので、魏書官氏志には

二十三年。高祖復次職令。及帝崩。世宗初班行之。以為永制。

とある。この職令では四品以下は正従の二階にわかれ、さらに各階は上下の二つにわかれている。そして一階とは正従の各品を意味し、半階とは各階の上下の一つをいうのである。三年の勤務で考課上第者は一階を得る原則であったものが、勤務五年のものには一階半を昇進しうる規定が附加されたのである。したがって景明の考格では、たとえば従五品下階のものは三年勤務の場合正五品下となり、五年勤務の場合正五品上となる。ではこのような条項がいかなる理由で追加されたのであるか。これは太和一九年以来正式に考課が行なわれなかったため、勤務三年のもの、五年のもの、の両様の考課が必要となり、これを区別するための臨時措置として、このような不合理な方法が登場したのであろう。

景明之格について次の正始年間「正始之奏」といわれる中山王英の上奏に考格の改訂に関する意見がのべられている

る。魏書六四・郭祚伝の上奏文に

正始中。故尚書中山王英奏。考格被旨。但可正滿三周一
為限。不得計殘年之勤。

とある。中山王の伝は魏書一九下・景穆十二王伝・南安
王楨伝に付伝されているが、彼が中山王となつたのは魏書
世宗紀に

正始元年八月丁酉。封元英。為中山王。

とあるから正始元年のことである。魏書世宗紀景明四年
八月庚子の条には、元英が假鎮南將軍として蕭衍を討ち、

その軍功によつて吏部尚書となつたことが中山王英伝に
みえるから、「正始之奏」は官吏任免の府たる吏部の長官
として世宗の意をうけて上奏したものである。

ところで魏書世宗紀正始元年の条には
十有二月己卯。詔羣臣。議定律令。

とあつて律令の改定が行なわれているが、律だけが珥行
されて令は実施されずに終つてゐるから、正始元年以後も
景明の考格が存続したものとみてよい。景明の考格は三年
一考で一考一階の昇進を原則とするが、五年のものは一階
半を昇進さすという便法があつた。「正始之奏」はこれを

すべて正滿三周すなわち滿三年を限度とする考課の原則に
統一しようといふのであつて、三年以下も三年以上もすべ
て考慮にいれないことを明示して景明の便法を削除し、考
課における混乱と不平を除去する舉にでたのである。正始
之奏の内容についてはこれ以上に立入ることはできない。

景明の考格は正始の奏で改定されたが、考格を根本的に
改定する必要を生じたのは正始四年の汎階が原因であつた。
魏書八・世宗紀正始四年九月己未の詔に

其以司空高陽王雍。為太尉。尚書令広陽王嘉。為司空。
百官悉進位一級。

とある。これは右文の前文にのべてあるように、宗室の
親や列司の功臣等が恩賞をうけていないことが理由となつ
て、臨時の恩詔によつて百官の位を一律に昇進したのであ
る。このような一律進級はこれ以前の高祖・世宗の朝には
例がない。しかし今後は肅宗の延昌四年・正光元年の二回
にわたつて実施される。したがつて正始四年の汎階はこれ
らの前例を作つたことになる。ところで正始四年の汎階は
臨時の恩詔によつて行なわれはしたが、当然その必要に迫
られて行なつたのである。といふのは景明三年以来、考課

は行なわれても黜陟は実行されていない。正始四年は考課の当年である。したがって当然考課と黜陟が行なわれねばならないのであるが、このときにあたって汎階の詔が宣示されたのである。このことは魏書二一上・高陽王雍伝に

尋正始之格。汎後任事上中者。三年升一階。汎前任事上

中者。六年進一級。三年一考。自古通經。今以汎前六年。

昇二階。檢無愆犯。倍年成級。以此推之。明以汎代。

考。新除一日。同階階業。下第之人。因汎上陟。上第之士。

由汎而退。

といい、高陽王雍は正始四年の汎階が考課の代用であると断言している。彼の主張によると汎階を考課に代用せしめることは考課の名あって実がなく、下第の治績のあがらないものと上第の良吏とが混一されるから、下第のものが得をし上第のものが損をする結果となるというのである。

右にいうところの正始之格は一体いつ成立したのかというと、正始は四年末までであり、正始之格は汎階が原因となつて成立した考格なのであるから、結局これは正始四年九月巳未の汎階と同時に成立したものと考えざるをえない。ところで郭祚は延昌元年の上表のなかで

景明初考格。五年者得二階半。正始中。故尚書中山王奏。

考格被旨。但可正滿三周為限。不得計殘年之勤。又

去年中。以前二制不同。奏請裁決。旨言。黜陟之体。自依

旧来之恒断。今未審從旧来之旨。為從景明之断。為從

正始為限。（魏書六四、郭祚伝）

とのべている。文中、去年中とあるのは永平四年で、今

とはその次年の延昌元年である。これは永平四年一二月壬

申の詔に

正始二年以来于今未考。功過難齊。寧無升降。從景

明二年。至永平四年。通考以聞。

とあるものにこたえて通考を作成するにあたって、正始永平の間には景明の考格と正始の奏との二制が混在して通考作成の支障となるので、その処置についての決裁を奏請したものである。これにたいして世宗は「黜陟之体。自依旧来之恒断。」と宣して特別に新制の考格を示したわけではないから、やはり景明之格と正始之奏が并存して統一性がないままであった。そして不思議なのは郭祚の上表に「正始之格」というものがみえないことである。これは正始之格が正始四年の汎階と同時に成立したものの、この時点で

おいてはまだ旧来の二制の処理が問題として残されていたことを物語っている。したがって郭祚の上表では、依然として正始以来の考格を問題としているのである。彼は上表文の冒頭に

今須定職人遷転。由状超越階級者。即須量折。

とのべているのは、五年で一階半を昇進するものと満三年で一階を昇進するものとは利害を異にしている、これに汎階の進級をも加えると階級を超越するものもあつたから、郭祚は「須く量折すべし」といって弊害の是正を主張しているのである。これにたいする世宗の詔が郭祚伝にのっている。すなわち

考在上中者。得汎以前。有六年以上。遷一階。三年以上。遷半階。残年悉除考。在上下者。得汎以前。六年以上。遷半階。不滿者除。其得汎以後。考在上下者。三年遷一階。

とある。これは延昌元年の詔であるから「延昌の考格」と呼ぶことにする。魏書世宗紀、永平四年一二月の詔には「從景明二年。至永平四年。通考以聞。」とあり、景明以来の通考作成の趣旨からでた考格であるから、その間に

実施された汎階を如何に処理するかが中心問題となる。かくして延昌の格では汎階以前と以後とを分け、汎階は考課の代用であるという当時の通念をも生かし、また郭祚の問題としている景明の格と正始の奏との二つの考格の問題をも解決することとしたのである。

延昌の格と正始の格とを比較すると、(一)正始の格は汎階を考課の代用と考えるから、正始四年以前の考課を実施しなかつた期間はこれで整理したこととなり、正始四年以後の来るべき考課が中心の問題となつたにたいし、延昌の格では景明二年以来の通考を作成することが目的であつたから汎階を問題の中心とした。(二)前者の汎前の規定は任事官で上中第のものは六年で一級を進めるとあるが、後者のそれでは六年以上とし、「三年以上遷半階」の一項を加え、残年はすべて考を除くと規定した。

かくして延昌の格においては三年一考の考格の原則をつらぬくとともに、汎階の一階を考慮して評価を軽くしたのであり、景明の格における五年一階半の便法をも削除した。(三)また汎前上下第のものは六年以上で半階を選すとの一項を加えた。そしてここでも六年未満のものは考を除くこと

として年数の便宜的な処置を許さないのである。(三)汎後の規定は汎階をえてのち「考上下第」に在るものは三年一階を遷すという。しかしこれは正始之格に「考在上中第者」とあるのをとって上中第に訂正すべきであろう。以上、正始・延昌の格を通じて知りうることは、第一に、延昌の格には正始の格が基礎となつてゐること。第二に、郭祚の上表の問題点をとりあげてこれを処理したこと。第三に、考課の原則をとりいれて新しい規定をたてたことの三点である。これは考格が正始之格から延昌之格へと発展的に整備されてきたことを示している。以上、景明から延昌にいたる間の世宗朝の考格についてのべたが、つぎにこれらの考格の実施状況およびこれに付随する諸問題を検討しよう。

二 景明の考課実施状況（地方官の場合）

世宗時代には上述したように、考格に関する種々の問題があつたが、官僚の考課黜陟がどの程度行なわれたかについても問題がある。これを地方官の場合について検討すると、景明二年は世宗がはじめて親政し、とくに地方政治の振肅をはかつて諸州刺史の考課を実施した年である。世宗

はこの年正月壬戌に太保咸陽王禧をして太尉を領せしめ、大將軍広陵王羽を司徒たらしめた。そのときの詔に

（前略）今始覽政務。義協惟新。思使四方風從。善可分遣大使。黜陟幽明。

とある。大使は臨時に行政監察の任務を帯びたものであるが、監察の結果は当然地方官の考課となり黜陟が行なわれることになる。つづいて三月辛亥には

諸州刺史。不親民事。緩於督察。郡縣稽遲。旬日之間。纒一覽決。淹獄久訟。動延時序。百姓怨嗟。方成困敝。尚書可明條制。申下四方。令日親庶事。嚴勤守宰。不得因循寬怠。虧政。

とあり、諸州が政治を怠つてゐるので、尚書は規定を四方に明達して刺史を督励し、刺史は守宰を監督して政治にはげむべきであるとしている。また同月壬戌の詔には

治尚簡靜。任責忠事。州府佐史。除拔稍多。方成損敝。無益政道。又京師百司。寮局殷雜。官有閑長者。亦同此例。苟非称要。悉從蠲省。

とあり、地方では州府の佐史任用が過多であり、また中央官庁では部局が繁雜で無用の官が存在するが、いずれも

政要でないものは定員から削除せよというのである。以上のような施策のうちに、六月丁亥諸州の考課が実施された。すなわち「六月丁亥。考諸州刺史。加以黜陟」とある。

世宗治世の初期において、地方官の考課と黜陟には二つの方法がとられた。一は臨時に監察官（大使）を派遣して行なうものであり、二は中央における諸州刺史の統一的な考課である。

まず第一の監察官派遣の内容から検討しよう。前述した景明二年の大使は四方に巡行せしめたところから、おそらく東西南北の四道にわけて大使を派遣したと思われる。魏書四四・薛曇宝伝に

世宗時。遣使巡行四方。以曇宝。持節兼散騎常侍龍驤將軍南道大使。

とあるものがその例証となろう。魏書八六・閻元明伝には

景明初。畿内大使王凝。奏請標異。詔從之。

とあり、畿内に大使を派遣している。^③ 魏書世宗紀正始二年（五〇五）の条には

甲子詔。尚書李崇。大府卿于忠。散騎常侍游肇。諫議大夫

鄧羨・崇忠。使持節兼兼侍中。羨兼黃門。俱為大使。糾斷外州畿内。其守令之徒。咎失彰露者。即便施決。州鎮重職。聽為表聞。

とある。^④ さらに同年七月甲戌の詔にも

今分遣大使。省方巡檢。（下略）

とあるが、これは六月甲子と七月甲戌の二回にわたって大使を分遣したのではなく、李崇・于忠・游肇・鄧羨の四人の大使に重ねて詔したものと解すべきである。大使派遣の内意は旧来の門閥勢力の抑制と中央集権の徹底にあったようである。正始二年四月乙丑の詔によると

任賢明治。自普通規。宣風贊務。実惟多士。而中正所

銓。但存門第一。吏部辨倫。仍不才举。遂使英德罕昇。司務多滯。不精厥選。将何考陟。八座可審議。往代貢士之方。擢賢之体。必令才学竝申。資望兼致。

とあり、同年六月己丑詔には、先朝の勲臣で譴黜にあり、旧流を替えて不遇におかれている子孫は「随才銓授」すべきであると詔している。かくして大使の派遣は貴族社会の秩序をたてて政治を刷新しようとしたものである。

大使派遣と官僚考課の実体は

一、刺史・鎮将の場合には中央に状（調査書）を申達して意見具申はするが、大使が直接に断決することはない。魏書三一・干忠伝には

刺史鎮将。贓罪頭暴者。以状申聞。（中略）忠効并州刺史高聡贓罪二百余条。論以大辟。

とあり、干忠は并州刺史高聡を中央に劾奏して大辟（死刑）に当ると論じて意見を具申しているが、大使はこれを処断する権限をもたないのである。

二、郡守県令とそれ以下の官吏については、能否を明らかにして黜陟を即決しうる権能を委任されていた。この二点は北魏の国初以来の制度で、大使はその対象が刺史・鎮将と、郡守・県令とでは権能の実施に相違があった。大使派遣による考課の実体は以上のものである。

ではつぎに第二の諸州刺史による中央の統一的考課について検討しよう。これは臨時派遣の大使によるものではなく常制の考課である。常制の考課でも刺史と守令とは区別して取扱われた。魏書四上・世祖紀、世祖太延元年（四三五）の詔には

太守覆_二檢能否_一。覈_二其殿最_一。列_二言屬州_一、刺史明_二考優劣_一。

抑_二退姦吏_一。升_二進貞良_一。歲_二尽_一舉_二課上台_一。

とある。郡内の官吏は「太守が能吏を覆檢する」とあるから、まず県では県令が属官を考課し、郡では太守が自郡の考課を重ねて検閲して考課の殿最を覈定して属州に報告する。州では刺史がこれをまとめて考課簿を尚書省に呈出するのである。魏書七下・高祖記、太和一九年の考格では

十月壬戌。詔_二諸州牧_一。精_二品属官_一。考_二其得失_一。為_二三等之科_一。以聞。将_二親覽而升降_一焉。

とあり、州内官僚の考課は州牧の責任であることを明確にしているが、郡守・県令は属官のなかに埋没している。州牧の責任において州内の属官を考課して三等に品第して尚書省に報告せしめたのである。しかしこれは報告であって考課黜陟の決定権は中央に在り、五品以上の官僚は天子が直接に、以下のそれは勅判によって間接に天子の専権に帰一したのである。地方官の考課は魏書二一上・広陵王羽伝に

外考令文。每歲終。州鎮列_二牧守治状_一。及_二至_一再考。隨_二其品第_一。以彰_二黜陟_一。

とあり、これは太和一八年の考格であるが、当時は外考

令と内考令とははっきり区別され、地方官の考課は一括して外考と称された。しかし前述したように刺史と守令をふくめた属官とでは考課の過程に異なるものがあり、守令以下の考課は州牧の職掌であったから毎歳終に尚書省に呈出されたが、刺史の考課は中央の所管事項である。これは京官についても同様であった。魏書七下・高祖紀太和一八年九月壬申朔の詔に

各令_レ當曹考_レ其優劣_一。為_レ三等_一。

とある。それぞれの官庁で属官を考課して三等に品第し尚書省に呈出する。六品以下は吏部尚書が再審して勅判により、五品以上は天子が公卿と論議して決定する。この形式は高祖の考課令以来、世宗・肅宗にかけて一貫したものであった。魏書一九中・任城王澄伝にみえる彼の上表に

臣竊惟。景明之初。甄_レ永平之末_一。内外羣官。三經_レ考課_一。逮_レ延昌之始_一。方加_レ黜陟_一。五品以上。引_レ之朝堂_一。親決_レ聖目_一。六品以下。例由_レ勅判_一。

とあるものがこのことを示している。吏部尚書の地位は高く、官吏の任用を集中していたのであって、その権限は強大であった。魏書六六・崔亮伝には前朝の中正制の行な

われたときと現在の北魏の任用とを比較し、吏部尚書の権能をのべて

今日之選。專歸_レ尚書_一。以_レ一人之鑒。照_レ察天下_一。劉毅所云。一吏部兩郎中。而欲_レ究_レ竟_レ人物_一。何異_レ以_レ管闕_レ天_一。而求_レ其博_レ哉_一。

といい、官僚支配の中核機関としての尚書に批判的な見解をのべているが、批判の言辞であるだけに当代の実体を表明するものである。官吏の任免権が中央に集中されていたから、中央の所管事項に属する刺史の考課は中央の政治に左右されて実施されないこともあり、この点守令以下の考課の定期的なとは幾分様相を異にした。その具体例として世宗景明二年の諸州刺史の考課について検討しよう。魏書五七・崔挺伝によると、彼は太和一八年に

除_レ昭武將軍光州刺史_一。感恩並著。風化大行。

とあって、光州刺史として治績顯著であった。そのご太和二年張華が巡察使として光州に来たとき、崔挺の管内がよく治まっているのを贊嘆して

尋受_レ使省_レ方_一。採_レ察諛訟_一。入_レ境觀_レ政_一。実愧_レ清使之名_一。

とのべている。しかしこのとき刺史の考課もなく、崔挺

の進級ということもなかった。世宗が即位し、崔挺は累表して辞任を願ひ景明初年に帰京した。光州刺史として在任すること七年の久しきにわたり、彼の帰還にさいして治下の老幼は涕泣し練帛を贈ったが一物も受納しなかった。その善政のほどがうかがわれる。しかしこの間一度も考課の記事は見当らず、進級昇叙の事実も存在しない。これは太和一八年に考課が実施されて以来、景明二年まで諸州刺史の考課が行なわれなかったからである。この七年間治績顯著であった崔挺に考課昇叙の事実がないことと、魏書にこの間における諸州刺史の考課の記録が見当らない事実とは一致する。このことはさらに次の事実によっても裏書きされる。魏書崔挺伝には、司徒録尚書事北海王詳が崔挺を招いて司馬にしようとしたが、固辞してうけなかったことをのべたのちに

詳曰。崔光州。考級並末。加授。宜授一階。當為申請。

といひ、北海王詳が崔挺に考課昇叙のなかった事実を指摘し、みずから進んで官を求むべきことをうながしている。

しかし崔挺は狐官の恥ずべきことをべて辞退し、かくして北海王は彼を引いて司馬にしたという。北海王詳が録尚

書事となつたのは魏書八・世宗紀によると景明二年正月のことであり、司徒を領したのは一月である。したがって右の記事はおそらく景明二年六月の刺史考課に関連した事項であろう。崔挺はかくして昭武將軍光州刺史から北海王祥の司馬に昇叙されたのであるが、太和二三年の官品令では昭武將軍は正四品下階であり、刺史としては下州の位置である。光州はおそらく下州であつたらう。北海王詳は當時大將軍（正一品）であつたから、その司馬は官品令では二大二公の司馬で正四品上階の筆頭である。中央官で半階の進級であるから、崔挺は当然このときまで考課をうけていなかったといえる。

三 汎階と通考に付随する諸問題

(1) 正始汎階実施の範圍

魏書七八・張普惠伝の考格に関する上奏の一節に

汎則宜薄。請遠遵正始元旨。近準聖明二汎。内外百官。悉同一階。

とのべ、汎階はすべての官僚にあまねく及ぼすべきものであることを主張している。「聖明二汎」とは肅宗の延昌

四年と正光元年の汎階である。このときは内外百官ごとごとく一階をえたのであるが、世宗朝の正始四年の汎階はすべての官僚に及んだのではない。次にこのことを検討しよう。

正始の汎階は中央官はもちろん地方官にも及びはしたが、しかし一般刺史・郡守・県令には及ばなかった。魏書一九中・任城王澄伝に

初正始之末。詔百司。普升一級。而執事者。不達旨意。刺史守令。限而不及。澄奏曰。竊惟雲構鬱起。沢及百司。企春望榮。内外同慶。至於賞陟。不及守宰。爾來十年。冤訟不絶。

とある。正始四年の汎階から一〇年後は肅宗の熙平二年で肅宗朝の初期にあたる。汎階の処置が不公平なために、地方官の不満がおさまらなかつたという。ではその具体的内容はどうなのか。任城王の上奏の続文には

封回。自鎮遠・安州。入為太尉長史。元匡。自征虜・恒州。入作宗卿。二人遷授。並在先詔。応募之理。備在於斯。

とあり、封回と元匡とは先詔すなわち世宗の詔で特別に

京官に拔擢されたと指摘している。これはさきの引文に「初正始之末。詔百司。普升一級。(中略)刺史守令。限而不及。」とあり、刺史には汎階の恩沢が及ばなかつたが、この二人だけは特殊例である。魏書三二・封回伝には

尋除鎮遠將軍・安州刺史。……徵為太尉長史。

とあり、魏書一九上・広平王匡伝には

遷恒州刺史。……徵為太宗正卿。河南邑中正。

とみえる。封回は正四品下の鎮遠將軍から正四品上階を超えて従三品となつたのであるから一階の昇進である。元匡は従三品の征虜將軍から正三品の太宗正卿となつたのであり、やはり一階の昇進である。この二人は天子の特徴によつて京官となり汎階の恩典に浴したのであるが、他の刺史はこの恩典にはあらずからなかつた。そこで任城王澄は既往の汎階を公平に実施して刺史守令の間に鬱積する不満を解消しようとして意見を具申し、右上奏の続文に

今計刺史守宰之官。請準封回。悉回汎階。

とのべている。正始の汎階では右のように刺史が除外されたのであるが、任城王澄の上奏文中に

兼州佐停私之徒。陪臣郡亟之例。尚蒙天沢下降。榮及當

時。然參佐之來。皆因_レ府主。今府主不_レ滯。佐官独預。兼_レ本賞_レ末。

とあるように、府主すなわち刺史が汎階の恩典を受けていないのに、その部下の州佐・郡丞は恩典に浴している。⑥。当時州の佐史には中央任命のものと府主の辟召によるものがあつたが、右文に「參佐之來。皆因府主。」というのは辟召制の属官のみを指摘したのではなく、刺史あつて属官もありうるとして、その統属関係をしめし、本を棄てて末を賞することの非を強調したのである。北魏の佐史や郡丞の構成と官品とは魏書官氏志の太和二三年職員令には明記されていないが、隋書二七・百官志に

後齊制官。多循_レ後魏。

とあつて、北齊は後魏の官制を実施したことをのべているので、北齊の官品令によってみると、郡丞は上郡正六品下、中郡正七品下、下郡正八品下であり、州佐史もすべて流内官である。かくして正始の汎階には地方官では刺史・守令の長官を除いて、属官の流内官がその恩典に浴しているのである。では属官だけが恩典をうけ長官がこれから除外されたのはなぜか。

その理由の第一は魏書八・世宗紀の巻頭には太和二三年高祖が崩じて世宗の即位したことをのべ、この年のこととして

六月乙卯。分_レ遣侍臣。巡_レ行郡國。問_レ民疾苦。考_レ察守令。黜_レ陟幽明。

と記し、ついで景明二年正月壬戌の詔に

可_レ分_レ遣大使。黜_レ陟幽明。とあり、同年六月丁亥に

考_レ諸州刺史。加以_レ黜陟。

とある。正始之格の規定によると「汎前上中者。六年進一級。」とあり、延昌の考格では「六年以上」とある。正始四年(五〇七)の汎階以前六年以上といえは景明二年(五〇一)の諸州刺史の考課黜陟はその年内にふくまれるし、世宗即位当初(四九九)の守令の黜陟もふくまれる。景明の格では五年のものは一階半をえているから、これに汎階を加えるとなると刺史守令が格別有利となつて、世宗即位以来進級のない他の官僚と著しい差違ができる。だから刺史守令は汎階から除外されたのである。

その理由の第二は守令の任期は六年で、限満ののちさら

に六年を経過してはじめて一階の昇進がえられる規定であった。したがって世宗即位当初に守令の黜陟があつてから九年目の正始四年に、汎階によって一階を昇進することになると守令の地位を破格に高めることとなり、また定制を崩すこともなる。肅宗期において汎階に伴う不公平を論じた任城王澄・趙普恵の二人が、刺史守令に汎階のおよばなかつた事実とその善処を説きながら、その理由についてふれなかつたのは、こうした事情が伏在するからである。

世宗即位以後、刺史守令に考課黜陟の行なわれたことが、これらのものを汎階から除外した理由だとすると、正始四年以前には京官をふくめた百官への考課は行なわれていないことにならなければ、話の筋が通らぬことになるのであるが、このことについては正始四年の汎階の詔に、即位以來「履年將紀」とあり、その間に「列司英彥。庸績未酬。」とあり、諸司の官僚の論功行賞は行なわれていない旨がのべられている。事実、魏書世宗紀には考課の当年である景明元年にも二年にも、それ以後正始四年にいたるまで百官考課の記事はみえない。したがって汎階のさいには京官が優先的にその対象となるのであり、前述した封回・元匡の

二刺史も、徴されて京官となつたことによつて汎階の恩典を蒙つたのであり、刺史のままでは除外されるはずであつた。以上によつて正始の汎階は地方長官の刺史・守令を除外した百官（京官および地方の属官）を対象として行なわれたものであることがわかる。

しかしさきに地方属官についてのべたさい、流内官であることを付言しておいた。そこで京官の場合においては、流内と流外との区別がどうなつていたかが次の問題となる。魏書二一上・高陽王雍伝の、彼が正始之格を論じた一節に

臣又見部尉。資品本居汎外。刊諸明令。行之已久。然近為里巷多盜。以其威輕不肅。欲進其品清流。以匡姦宄。

とあり、右によると部尉の資品は汎階適用の範囲外におかれ、このことは令に明記されて久しく実施されている。

しかし洛陽の里巷には盜賊が多いが部尉の資品が低いために、その威力が軽くて治安保持上に支障があるから部尉の資品を清流に進めたいというのである。そこでついでに部尉とその資品について検討すると魏書六八・甄琛伝には「洛陽城内諸坊の治安を維持するものは六部里尉・經途尉・

里正などの諸職である。これらのものは京邑の肅清には重要な職務であるが、その人を得ていない。一方、辺外の小県は一〇〇戸を管轄するにすぎないが、令長はみな將軍職を兼任して權威が重い。これにたいし京邑諸坊の大きいものは一五〇〇戸をかかえ、その住民は王公・百官・貴族の姻戚をふくんでおり、地方の俠客が蔭に貴族と結んで私党をたてている。京邑諸坊と辺外小県との統治の難易には格段の差があるのに、治安担当者の權威は京邑に軽く辺外に重い。かくして京邑の秩序を保つため先朝の品令を改め、武官の八品將軍以外で幹用貞濟のものに里尉の任を領せしめる。資品の高いものは六部尉とし、中ものは經途尉、下のものは里正とする。これができない場合は里尉の品を少々高くして、下品中の昇進をひかえたものを拔擢して品を進めて部尉に任用する方法をとるべきである。」と強調している。前掲した高陽王雍の「部尉の品を清流に進むべし」との上表は右の甄琛の意見を支持した主張である。これにたいする世宗の詔は魏書甄琛伝にあり

里正可進至勳品。經途從九品。六部尉正九品。諸職中簡取。何必須武人也。

とのべている。これは高陽王雍の上表に従ったものであろう。里正は元來流外官であることは甄琛伝に

里正乃流外四品。職輕任碎。多是下才人。

とあるものによって明確である。右の世宗の詔によると里正を勳品に昇格せしめるとあるから、一挙に四階級の上昇である。この昇率が他にも適用されたことと經途尉は流外三品であり、六部尉は流外二品であったことになる。部尉の資品が流外であったことは高陽王雍が「資品本居流外」といい「欲進品清流」といったことによって明らかである。以上によって世宗正始四年、汎階實施の範圍は京官・地方官を通じて流内官に限られたが、地方官のうち刺史・守令の地方長官だけは特別の場合以外は除外されたものであると結論できる。

(2) 通考の實施とその批判
イ 崔鴻の批判論

通考に関する詔がでたのは永平四年二月で、魏書八・世宗紀に

正始二年以來于今未考。功過難齊。寧無升降。從景明二年。至永平四年。通考以聞。

とみえる。これにたいして郭祚の上表がなされ、この上表に答えて世宗の詔がだされ通考の処置が明示された。これは延昌元年のことであるから「延昌之格」と名づける。

以上は第一節に前述したところである。さて通考には高祖の遺制である「三年一考。考即黜陟」の原則が適用された。これによると景明三年（五〇二）から永平四年（五一二）の一〇年間に、考課が三回行なわれねばならない。考課には明確な資料がなければならぬ。魏書一九中・任城王澄伝には

御史中尉東平王匡奏。請取景明元年以来。内外考簿。吏部除書・中兵照案・并諸殿最。欲以案校竊階盜官之人。

とあり、考課に関する資料は存在したのである。この奏請を資治通鑑一四八・梁紀では天監一六年丁酉に繋げているから肅宗熙平二年（五一七）のことである。したがってこれよりも以前に行なわれた通考に資料が存在したことは確実である。ところが延昌元年の通考に、これらの資料が検討され考課に作用したとしても、これが官階の昇降黜陟に十分活用されたかどうかは疑わしいのである。すなわち通考の翌年、崔鴻のたてまつった建議が魏書六七・崔光附

伝にみえ、そのなかに「竊かに惟うに王者は官のために才を求め、人を使うに器を以てし、幽明を黜陟し、清きを揚げ濁れるを激する。故に績効の能官で才かならず位に称う者は、朝に昇進し夕に進級して年歳に数遷する。豈一階半級に拘わって百寮を閑ぎ、位を等しくする者ならんや。（中略）景明以来、考格は三年に一考を成し、一考一階を転ず。貴賤内外万有余人、犯罪に非ざるよりは賢愚を問わず上中ならざるは莫し。才と不肖と比肩同転ず。（中略）選曹も亦抑えて一槩となし、曾つて甄別しない。琴瑟不調ならば改めて更張すべし。明旨已に行わると雖も猶お宜しく消息すべし。」とあり、世宗はこの意見を容れなかったという。

右の建議の前文には
延昌二年。將大考百寮。以考令於体例不通。乃建議曰。とあり、建議文ののちに

三年。鴻以父喪解任。

とあるから、延昌元年の通考決定にたいする批判論として提出されたものであり、翌延昌三年に行なわれる大考への修正を要請したものである。崔鴻伝に「考令、体例に於て通せず」とあるのは、考課の本質論に立脚して世宗の考

課の弊害を指摘し、その修正を要求しようとするものである。すなわち王者の官吏任用は才能本位であり、考課は実績によってなされるべきである。したがって能力があり実績の顕著なものは、数歳のうちに公卿にいたることもあってよいのであり、兩漢以降・太和以前にはこのような実例も存在した。ところが世宗の「通考」では景明以来、考課は三年に一考で、一考に一階を昇進せしめることになってい^⑤る。かくして貴賤内外方有余人の官吏の考課が犯罪者でないかぎり、みな一様に「上中」第とされて賢不肖の区別なしに一階を昇進せしめる結果となることを批判し、考課は考格に定められたとおりの優劣品第によって上下さるべきであって、すべてが上中第ということでは考課の意義が失なわれ、ただ勤務年数が基本的条件となり、犯罪者でないかぎりには優劣を問わず昇進することとなる。国初以来このような考課の在りかたはなく、ことに官僚制を整理した高祖孝文帝の考課は嚴重で、王族・貴顯・高官といえども容赦せず黜陟した。ところが世宗朝においては考課黜陟は延期のままに停滞しその体例を失なった。これは崔鴻が

選曹亦抑為一鑿。不曾甄別。

とのべているように、尚書吏部曹が考課の嚴重な実施に熱意を欠いていた。吏部のこのような態度は、一時的なものではなく、久しくそうであったことは、景明以来考課を実施しなかった事実によっても明らかである。しかし通考の当時において、当局者に考課の熱意を失なわしめたもつとも大きい要因は正始の汎階である。これは高陽王雍の言によると考課の代用として行なわれたものであり、汎階に關連して成立した正始之格では、下第の人が汎階によって上昇し、上第の人はその功を無視されて、かえって退歩するという結果を生じた。郭祚は

今須定職人遷轉。由狀超越階級者。即須量折。

とのべて階級を超越するものは量折すべきであるとして、能力主義を強調し悪平等を攻撃するのである。しかしこれらの批判にもかかわらず、現実には勤務年数優先の形式的考課に流れる傾向の強かったのが世宗朝の官僚運営である。

(口) 通考実施の対象

A、流内・流外 前節において世宗正始四年の汎階が京官および刺史守令を除く地方官を対象として行なわれたが、これはすべて流内官のみに限られ、流外官は汎階の対象と

ならなかったことをのべたが、崔鴻は延昌元年の通考にた
いする建議のなかで

景明以来考格。三年成_一考_一。一考_一。一階_一。貴賤内外。万
有余人。自_レ非_レ犯罪。不_レ問_レ賢愚。莫_レ不_レ上中_一。

とのべている。ここにいう「貴賤内外。万有余人。」にふ
くまれる官吏の内容はどうであろうか。通典三八・職官二
○・秩品三・後魏百官条の杜佑の後記に

右内外文武官。七千七百六十四人。(二千三百七十一人内。

五千三百九十三人外。州刺史郡太守县令長等)内文学学生三千人。

都計内外官及学生。一万七百六十四人。其京城諸司令史。及

諸色職掌人。及外州郡县属官。并諸色職掌人等。並未_レ詳。

命数亦未_レ詳。

とある。通典の官制は太和二三年のもので、世宗がはじ
めて班行して永制とした官制であるから、崔鴻の挙げる数
字の対象となる官制である。杜佑は内外文武官七千七百六
十四人と算定しているが、その内訳は

内官(中央の文武官) 二、三七一人

外官(刺史太守等) 五、三九三人

とある。中央地方ともに文武官にわたり、それぞれの属

官をもふくんでいると思われる。通典一九・職官一・歴代
官制要略の官数の条によって後魏と唐の官員数の変遷をみ
ると、次表にしめすとおりである。

王朝	内官	外官	總数
後魏	二、三七一	五、三九三	七、七六四
北齊	二、三三二		
後周	二、九八九		
隋	二、五八一	九、九九五	一二、五七六
唐	二、六二一	一六、一八五	一八、八〇五

右のうち外官の数は支配圏の変動で増減を免れがたいが、
内官の数はほぼ固定している。ただ後周の内官数は比較的
多いが、これはその官制が他の王朝とは特異なものであつ
たことによる。この表によって全般を見通したところでは、
後魏の官員数の記録は信用すべきものとみられる。ところ
で杜佑は内外文武官とともに文学学生三〇〇〇人を合計し
ている。学生も官吏の部類とみるもので、隋の官制では国
子学生は視從七品である。学生にも考課があったことは魏
書一九中、任城王澄伝の「利_レ国濟_レ民。所_レ宜_レ振_レ拳_レ者十
条。」の上奏中に

二日。宜_レ興_レ学校。以明_レ黜陟之法。

とあることよって学生にも考課と黜陟の規定があったものと考えられる。では崔鴻の指摘した「貴賤内外。万有余人。」は学生をふくめた数とすべきであるか。これについては再考の余地がある。崔鴻は官人を「貴賤内外」に區別している。貴賤とは上下の意である。杜佑の筆法による

京城諸司令史——諸色職掌人

外州郡県属官——諸色職掌人

とする官人区分概念がある。杜佑が後魏の内外文武官の合計として示した数字は七七六四人であり、崔鴻が通考の対象として示した官人数が万有余人であり、このなかに貴賤内外の官をふくむとすると、これは学生よりも流外官をふくむものと考えた方が妥当のようである。もしそうだとすれば前の汎階では流内官のみを対象とし、そのうち刺史・守令は除外されたが、通考では刺史守令をふくめてすべての内外流内官と、さらにその下部の流外官にまで統一的に考課黜陟が行なわれたとみられ、考課の内容については批判があるとしても行政の中央集権化において大きな進展がとげられたものとされよう。

B 職事官と散官 前項において延昌通考の及んだ範囲は

文武の流内官全部と流外の一部をもふくむものであることを推測したが、文武流内官には職事官と散官がふくまれている。そのうち散官と職事官の差別問題が通考に関連して論議されている。魏書二一上・高陽王雍伝にかかげられた彼の上表によってその論旨をみると

(一)考格において任事(職事)官の品第上中のものは三年に一階を升し、散官の上第者は四年で一階を升すことになっている。

(二)しかし閑冗の官は本来虚置したのではなく、賢能によってあるいは累勤によって挙げられたものであり、あるときは外戚に任官せしめ、または絶域に使者として派遣もする。これらは散官で劇使に充るものである。

(三)ところが考陟のさいは散官が任事に同位することをさげ、散官の考課は多年を経過せしめ任事は短期に行なう。また考級の奏は任事の手に委ねられ、散官の筆(意見)をかえりみない。かくして近侍禁職(文散官)をして槃屈之辞を抱かしめ、禁衛武夫(武散官)をして不申之恨を懷かしめる。その他休暇の制においても不平等がある。

とのべている。この上表は延昌二年二月以後のもので「世宗行考陟之法」と添記してあるが、雍伝には

今考格始宣、懐怨者衆。臣竊觀之。亦謂不可有光。國典。改之何難。

とあるように、延昌三年八月の考課にそなえて考格が宣示されたときに、この考格にたいする批判として上表したものである。延昌の考陟は延昌三年八月甲申に世宗が朝堂に親臨して行なったことを魏書世宗紀に記載するから、雍伝の「世宗行考陟之法」は「世宗が考陟之法を行わんとするにあたって」との意をしめしたものであり、この点は崔鴻の上表にあたって「延昌二年。將大考百寮。」とあり、これがただちに延昌二年に大考を実施した意味とはならぬことを前述したのと同様、魏書の一筆法として理解すべきものである。

さて延昌元年の考格はその後の諸批判によって延昌三年の大考実施までには若干の改訂が施されている。魏書高陽王雍伝・張普惠伝・郭祚伝を参照して、正始・延昌の考格の相互関係を左に表示しよう。

官別	前汎		汎後		考格
	前汎	汎後	前汎	汎後	
正始格 (雍伝)	三年一考	三年一考	上中三年一階	上中三年一階	正始格 (雍伝)
延昌元年格 (郭祚伝)	同上	同上	上中六年一階以上一階 同 三年以上半階 上中六年半階 (張普惠伝)	上下三年一階	延昌元年格 (郭祚伝)
延昌三年格 (雍伝)	同上	同上	上中三年一階 (張普惠伝)	上中三年一階	延昌三年格 (雍伝)

※ 郭祚伝に引く延昌元年の詔に「其得汎以後。考在上下者。三年遷二階。」とあるのは、「考在上中者」と訂正すべきものである。

右表のうち当面の問題とする散官は、郭祚伝に引く延昌元年詔に「散官從盧昶所奏」とあるが、盧昶の奏は郭祚伝に

上第之人。三年転半階。

とみえる。ところが高陽王雍伝にある延昌三年考格では

散官上第者。四載登一級。

とあり、魏書七八・張普惠伝には

散官改為四年之考。汎前者。八年一階。

とある（階と級とは同意である）。延昌元年の詔で宣示された考格が三年のそれでは改訂が加えられている。すなわち前者では散官は三年で半階、六年で一階を昇進したものが、後者では四年で一階を得ることとなり、年数の差が縮小されている。これは高陽王雍のような人物が散官の地位向上に尽力した結果であろう。ただ正始の格から延昌三年の考格までを通じて一貫した原則は、汎階と考課とを不可分のものと考えて汎階以前と以後とを区別し、汎前は三年一考の原則を倍にした六年一階とし、汎後は三年一考一階の原則を適用していることである。これは散官が汎前は八年一階、汎後は四年一階とする点においても同様である。かくして延昌の通考においては職事・散官のそれぞれに汎前・汎後、三年・四年の考格を適用して、景明以来の考課を一時に定めようとしたのである。これにたいし前述したように崔鴻等の批判が提起された。彼はそのなかで「景明以来、考格は三年に一考、一考に一階を転じ、貴賤内外万有余人が、賢愚を問わず上中第として比肩同転することになる。」と指摘している。ただここで注意すべきは崔鴻

の上表において「景明から延昌までの間に三〜四回の考課がめぐることとなるから、これを三年一考、一考一階の率で昇進せしめ、職事官の場合なれば三〜四階進級した。」と断定しているのではなく、彼の上表は批判なのであって、そのような進級を行なってはならないことを強調しているのである。魏書一九中・任城王澄伝には

景明之初。譬永平之末。内外羣官。三經考課。逮延昌之始。方加黜陟。

とあり、景明以来黜陟がなかったのを延昌の通考ではじめて黜陟したのである。魏書七八・張普惠伝にかかげる肅宗正光年間の彼の上奏によると

若通為三載之考。無汎隔折。則各盈其分。亦足近塞羣口。遠綏四方。

とあり、景明以来の考課には三載に一考し、一考一階昇進という考格を一律に適用すべきことを強調しているが、実際にはそうなっていない、汎前・汎後の規定で隔折して考課を定めたのである。したがってそこには考課の成績もある程度反映したことが考えられる。

ところが魏書九・肅宗紀、延昌四年三月乙丑の条に

進_二文武羣官位一_級。

とあり、百官の一律進級を行なっている。これにはその政治的背景を参照せねばならない。世宗が崩じて肅宗が即位したのは四年正月丁巳のことであるが、ときに帝はわずかに六歳であり、太保高陽王雍が庶政を統べ、任城王澄が尚書令となつて政治の中樞を占めた。翌二月、世宗の文昭皇太后の兄である司馬高肇が謀殺された。これは高陽王雍や領軍干忠などの計にでたもので、清河王曄や任城王澄などの諸王もこれを支持した。魏書八三下・高肇伝によると、世宗朝における高肇の勢力は絶大で、朋党を結び、北海王詳や彭城王勰などの宗室諸王をも構殺するほどで、朝野すべて彼の行動を畏悪したということである。ところが肅宗の即位とともに天子を中核とする権力構成に変化を生じ、高肇の党争は全面的に敗退した。かくして宮廷にあたらしく登場した政権は、文武羣官の位を一律に一級昇進せしめるという優待策に出て、自己政権の地盤強化を企てたものと思われる。延昌四年の汎階はこうした背景をもっている。同年八月領軍干忠は詔を矯めて僕射郭祚と尚書裴植を殺し、太傅領太尉で庶政を裁決した高陽王雍の官を免じている。

延昌の通考には汎前・汎後を勘案した考課黜陟を行なつたが、しかしその内容はひっきよう崔鴻等の批判にあるように、全般的には賢愚一律に年数本位の考課に終つたものとみられる。このような形式的・機械的な考課への傾向は、延昌四年の一律進級でさらに決定的となつた。魏書肅宗紀、正光元年(五二〇)七月辛卯の条には

帝加_二元服_一。大赦改年。内外百官。進_二位一_等。

とある。肅宗の即位以来、臨朝稱制の実権者である靈太后を北宮に幽閉し、肅宗が元服親政した日に大赦して年号を改めるとともに、ふたたび内外百官の位を一律に一階進級せしめたのである。これは侍中元叉や侍中劉騰の計に出たものである。天子の元服改元などという国家的事件に付随したものであるが、それは表面的な事情にすぎず、実際には肅宗政権の欠陥と弱体とに発源しているのであつて、文武官僚の人心収攬が目的である。前述したように北魏官僚の考課は正始汎階・延昌通考を経てすでに有名無実化しており、さらに神龜二年(五一九)には崔亮の発案によつて停年格が実施され、文武官の入仕が形式的事務的に処理されるようになった^⑨。肅宗朝の二汎といわれる延昌四

年・正光元年の二回にわたる汎階（官僚の一律進級）は能力主義・実績主義にもとづく考課黜陟が形式化事務化するとともに、年勞主義が主力となり、これが固定化したところに生まれたものである。

結 語

以上のべたところを次に要約する。

A、はじめに考格の変遷をたどると

(一)孝文帝の太和一八年（四九四）に考課黜陟が行なわれたが、二一年は南討の軍をおこしたので、一部を除くほか一般的な考課は行なわれなかった。そこで景明元年（五〇〇）の考課では前回の欠を補うために、在勤五年のものは一階半昇進を許す規定を作った。これを景明の格という。

(二)景明の格における五年一階半の規定は一つの便法であって、孝文帝の定めた三年一考の原則を破るものであるから、削除すべしとの意見が正始元年に提出された。これを正始の奏と名づける。

(三)ところで景明三年（五〇二）以来、考課は行なわれても黜陟は行なわれなかったので、正始四年（五〇七）、百官

の位を一律に一階昇進させることとした。これを正始の汎階といい、この時に作成された考格を正始の格という。

(四)正始の汎階は考課の代用として行なわれたが、これも一つの便法であって、官吏の黜陟は厳正な考課の成績に準拠して行なわらるべきものである。そこで延昌元年（五二二）、景明以来の考課を一括して統一的に処理するための基本的な原則を作ることになった。これを延昌の格という。これによると正始の汎階を境界線として汎前・汎後にわけて考課を処理し、汎後は三年一階昇進の原則を貫くが、汎前は六年以上一階として、汎階の一階を考慮にいれてその評価を軽くしている。これは正始の格でしめされた原則をさらに発展させたものである。

B、つぎに考課の実施状況をみてゆくと、

(五)孝文帝の時に確立された三年一考の原則はそのご着実に実行されたのではなく、刺史の場合、太和一八年から景明二年まで考課が行なわれていない。

(六)正始の汎階は中央官にも地方官にも及んだが、刺史・郡守・県令等の地方長官には及ばなかった。これは他の官僚が世宗即位以来考課がなかったのに、刺史守令は考課黜

陟をうけていたからである。

(七) 正始の汎階は流外官には及ばなかったが、延昌の通考は流外をも考課の対象としたと考えられる。

(八) 考格には職事官と散官による差別があり、散官は延昌元年の考格では汎後六年一階昇進としたものを、延昌三年の考格では四年一階とし、汎前は八年一階とした。これは職事官の汎後三年一階・汎前六年一階に比較して昇進が遅いことになる。以上、八項目である。

① 魏書六四・張彝伝には「遷散騎常侍。兼侍中。持節巡察陝東河
南十二州。甚有声称」とみえ、魏書六七・崔光伝には「拜散騎常
侍。黃門著作如故。又兼太子少傅。尋以本官兼侍中。使持節為
陝西大使。巡方省察。所經述叙古事。因而賦詩三十八篇」とあ
る。なお劉藻の巡方記事は魏書七〇北史四五の本伝ともに記事を欠い
ている。

② 魏書八・世宗紀、景明三年の条には「七月癸酉詔。加文官從征顯
達。宿衛者二階。閑散者一階」とあるように、文官(中央官)の職事お
よび散官の一部には、それぞれ二階または一階の昇進を行なっている。

③ 魏書五五・游肇伝によると「景明末。徵為廷尉少卿。固辭。乃授
黃門侍郎。遷散騎常侍。黃門如故。兼侍中。為畿內大使。黜陟
善惡。賞罰分明。転太府卿。」とあり、外州を東西二道等に分けたほ
かに畿内には特別に大使を派遣したのである。

④ 魏書三一・于忠伝に「優進太府卿。正始二年秋。詔忠。以本官。
使持節兼侍中。為西道大使。刺史領將。職罪顯暴者。以狀申聞。守

令以下。便即行決。与撫軍將軍尚書李崇。分使二道」とあり、同
六六・李崇伝には「詔。以崇為使持節兼侍中東道大使。黜陟能者。
著賞罰之稱」とみえるから正始二年の外州大使は二人で、東道・西
道の二道に分って派遣されたのである。

⑤ 考課の作成が刺史の責任に在ったからといって、作成の手續におい
て郡守・県令の管轄権が無視されたわけではない。魏書九・肅宗紀の
孝昌元年二月壬寅の条に「詔曰。勸善黜惡。録國茂典。其令每歲一終。
郡守列長。刺史列守相。以定考課。弁其能否。若有濫謬。以
考功失衷論。」とある。

⑥ 南北朝の制として刺史はほとんど將軍号を帯びる例であった。しか
し刺史(文官)と將軍(武官)とは別の官職であるが、州には刺史の
屬官と、將軍号として府を開いている府主としての屬官があった。

⑦ 崔鴻伝には「延昌二年。將大考百寮。云々」とあるが、大考の行
なわれたのは魏書八・世宗紀に「延昌三年八月甲申。帝臨朝堂。考
百司。而加黜陟」とあるから延昌三年が正しく、したがって崔鴻伝
の二年は本紀の記事と綜合して考えると、延昌二年に將來行なわれ
る大考の考令が不備であるため建議を行なったことをのべたもので、二
年とあるのは建議の年次を示す語とみられる。

⑧ 魏書一九中・任城王澄伝の上表文に「臣竊惟。景明之初。饜永平
之末。内外羣官。三經考課。逮延昌之始。方加黜陟」とあるよう
に、延昌の通考によつてはじめて黜陟を行なつたのである。それまでは黜陟
は行なわれず、ただ考課の原則にしたがつたまでである。かくして崔
鴻の指摘する三年一考・一考一階は通考の結果をのべたものであつて、
景明以来三年ごとに一階の昇進が行なわれていたとするものではない。
⑨ 北魏の停年格については、拙著「中国南北朝史研究」第二篇・第二
章を参照されたい。(福島・元滋京大教授、西村昭令大教授)

Development of Commodity Economy in Mediaeval

Yamato 大和

by

Haruko Wakita

Investigation of the reproductive structure in mediaeval society can not be done without the problem of commodity economy. This article treats what change should appear in the social structure through the development of commodity economy in the *Yamato* 大和 where there was a special ruling form, the control of a country by *Kofukuji* Temple 興福寺.

At first, judging from the landlord economy, we study its change into territorial controlling form like *Tansenfuka* 反錢賦課 for unrest of exploiting form in individual manor; and then, from the merchant capital, we are to point two aspects, *Za* 座 commerce of *Yoriudo* 寄人 and *Zimmin* 神人 through the personal subjection to landlord, and that of public imposition 公事錢納入 after the middle period, among traditional *Za* en bloc; changes in these landlord economy and *Za* commerce enable us to conjecture the trend of peasant economy as a motive power.

K'ao-kuo 考課 and *K'ao-kê* 考格 by *Shih-tung-sian-wu-ti*

世宗宣武帝 in *Pê-wei* 北魏

by

the late Shigejiro Fukushima and Genyu Nishimura

K'ao-wên-ti 孝文帝 of *Pê-wei* 北魏 established *K'ao-kuo* 考課 act (for the assessment of officials' administrative results) in the 18th year of *T'ai-huo* 太和, which made it a rule to assess once every three years, but it had not been enforced since then. To keep more complete enforcement, various regulations for assessment (*K'ao-kê* 考格) were enacted in the next *Shih-tung* 世宗 dynasty. After the name of the era on enactment they were called *Kê* 格 of *Ching-ming* 景明, *Cheng-shih* 正始 and *Yen-ch'ang* 延昌. The imperfect enforcement of assessment, with various political circumstances, depends upon the relation of the

emperor's power to his officials'. The centralism, established by *Kao-wèn-ti* 孝文帝, without an absolute power, resulted in the imperfect assessment in the *Shi-tung* 世宗 dynasty.

Therefore, in the case of the central officials with some exemption, the assessment should not be enforced from the beginning of *Ching-ming* (500-502) to the 1st year of *Yen-ch'ang* 延昌 (521), and also in *Tz'ü-shih* 刺史 from the 18th year of *T'ai-huo* 太和 (494) to the 2nd year of *Ching-ming* (501). After that time, the enforcement of assessment to the local governors to govern the Chinese people resulted in the case that the local governors were exempted from the uniform promotion *Fan-chieh* 汎階 in the 4th year of *Cheng-shih* 正始 (507); though it did not include *Liu-wai-kuan* 流外官, or petty officials, *T'ung-k'ao* 通考 in *Yen-ch'ang*—a plan for proper assessment by substantially revising the traditional assessment—included them. And the assessment discriminated *Chih-shih-kuan* 職事官, with a certain position from *San-kuan* 散官, without a certain position; the assessment to the former officials was enforced once every three years and that to the latter once every four years.

“Gafol” in the Anglo Saxon Period

by

Reigan Tomizawa

This article attempted to view the making of feudal rent in the Anglo Saxon Period. In the early Anglo Saxon Period, English kingship became greater, as a overlordship to govern the folk, and to control the folk land in England, and the king exacted the dues, which were called king's feorm or gafol, from the English folk.

But, on gafol, it is difficult to decide whether it is royal tax, or feudal rent. Some scholars such as Whitelock are apt to interpret gafol as a feudal rent.

In this article, I viewed references of gafol in Anglo Saxon documents, as possible as I can, and pointed out that it was also possible to interpret gafol as a royal tax, and also attempted to prove that originally gafol was royal tax, but when the king granted the land as a magnate's land (=so called laen land) or as a book land, the gafol